

国土審議会水資源開発分科会利根川・荒川部会議事次第

平成14年10月16日(水)

14:00～16:00

経済産業省別館825会議室

(8階)

1. 開 会

2. 議 事

(1) 利根川・荒川水系における水資源開発基本計画について

(2) その他

3. 閉 会

資料一覧

[名簿]

資料1 利根川・荒川部会委員名簿

[利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更について]

資料2 審議会意見照会文

資料3 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の一部変更(案)の概要

資料4 一部変更(案)事業の概要

資料5 特殊法人等整理合理化計画における水資源開発公団の取扱について

資料6 利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画新旧対照表

[その他参考資料]

参考資料1 利根川・荒川水系フルプランエリアにおける水需給の現状

参考資料2 水資源開発基本計画の全部変更作業における課題

利根川・荒川部会委員名簿

	氏 名	現 職
委員・ 特別委員	池淵 周一	京都大学防災研究所教授
部会長代 理	加賀美 幸子	(財)千葉市文化振興財団千葉市女性センター館長
部会長	丸山 利輔	石川県農業短期大学学長
	惠 小百合	江戸川大学教授
専門委員	沖 大幹	文部省大学共同利用機関総合地球環境学研究所助 教授
	田辺 眞一	(財)中部電気保安協会 専務理事
	苗村 滋克	不動建設(株)副社長
	中村 良太	日本大学生物資源科学部教授
	松本 和雄	(株)損害保険ジャパン 顧問
	茂庭 竹生	東海大学工学部教授
	渡辺 正孝	国立環境研究所水圏環境研究領域長

(五十音順)



資料2

国水計第 1 号

平成14年1月21日

国土審議会会長

秋山 喜久 殿

国土交通大臣 林 寛子



利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の
変更について

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の変更について、水資源開発促進法（昭和36年法律第217号）第4条第5項において準用する同条第1項の規定に基づき、貴審議会の御意見を承りたい。



国 国 土 審 第 1 号

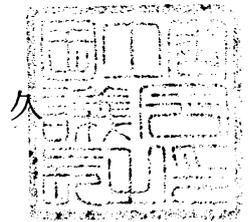
平成14年 5月 9日

国土審議会水資源開発分科会長

中 川 博 次 殿

国 土 審 議 会 会 長

秋 山 喜 久



平成14年1月21日付け国水計第1号にて国土交通大臣より当審議会に意見の求めのあった「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の変更について」は、国土審議会運営規則（平成13年3月15日国土審議会決定）第7条第1項の規定に基づき、貴分科会に付託する。



国国土審(水)第3号

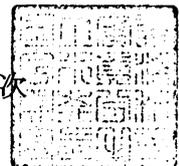
平成14年5月9日

国土審議会水資源開発分科会

利根川・荒川部会長 殿

国土審議会水資源開発分科会会長

中川 博次



利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の
変更について

平成14年5月9日付国国土審第1号をもって国土審議会会長から別紙のとおり「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画の変更について」の付託がありましたので、水資源開発分科会における部会設置要綱（平成13年8月21日決定）に則り、貴部会において調査・検討していただき、後日、分科会にその結果報告をしていただきますので、宜しくお願いいたします。

利根川水系及び荒川水系における 水資源開発基本計画の一部変更（案）の概要

1. 一部変更を実施する理由

群馬用水施設緊急改築事業については、事業実施の緊急性から平成14年度中に水資源開発基本計画の変更、事業実施方針の指示、事業実施計画の作成を行い、事業を実施する必要がある。

特殊法人等整理合理化計画を踏まえ、事業再評価の結果に基づいて実施計画調査中事業である栗原川ダムの中止を具体化する必要がある。

現在、利根川・荒川部会を開催し、全部変更作業を進めているところであるが、水の需給に関する諸課題について関係者の合意が得られるよう十分な議論を行うことが必要であり、群馬用水施設緊急改築事業の平成14年度中の事業実施を行うために、同事業の計画への位置づけ等を内容とする計画の一部変更を行う。

2. 一部変更によって変更される部分

(1) 群馬用水施設緊急改築事業の追加

平成14年度中に事業の着手が必要

(2) 栗原川ダム事業の削除(事業中止の手続き中)

特殊法人等整理合理化計画を踏まえ、事業再評価の結果に基づき中止

(3) その他記載内容の変更

思川開発事業

大谷川分水の中止に伴う事業規模の縮小に関する記載内容の変更

霞ヶ浦導水事業(事業計画変更の手続き中)

事業規模の縮小に関する記載内容の変更

利根中央土地改良事業

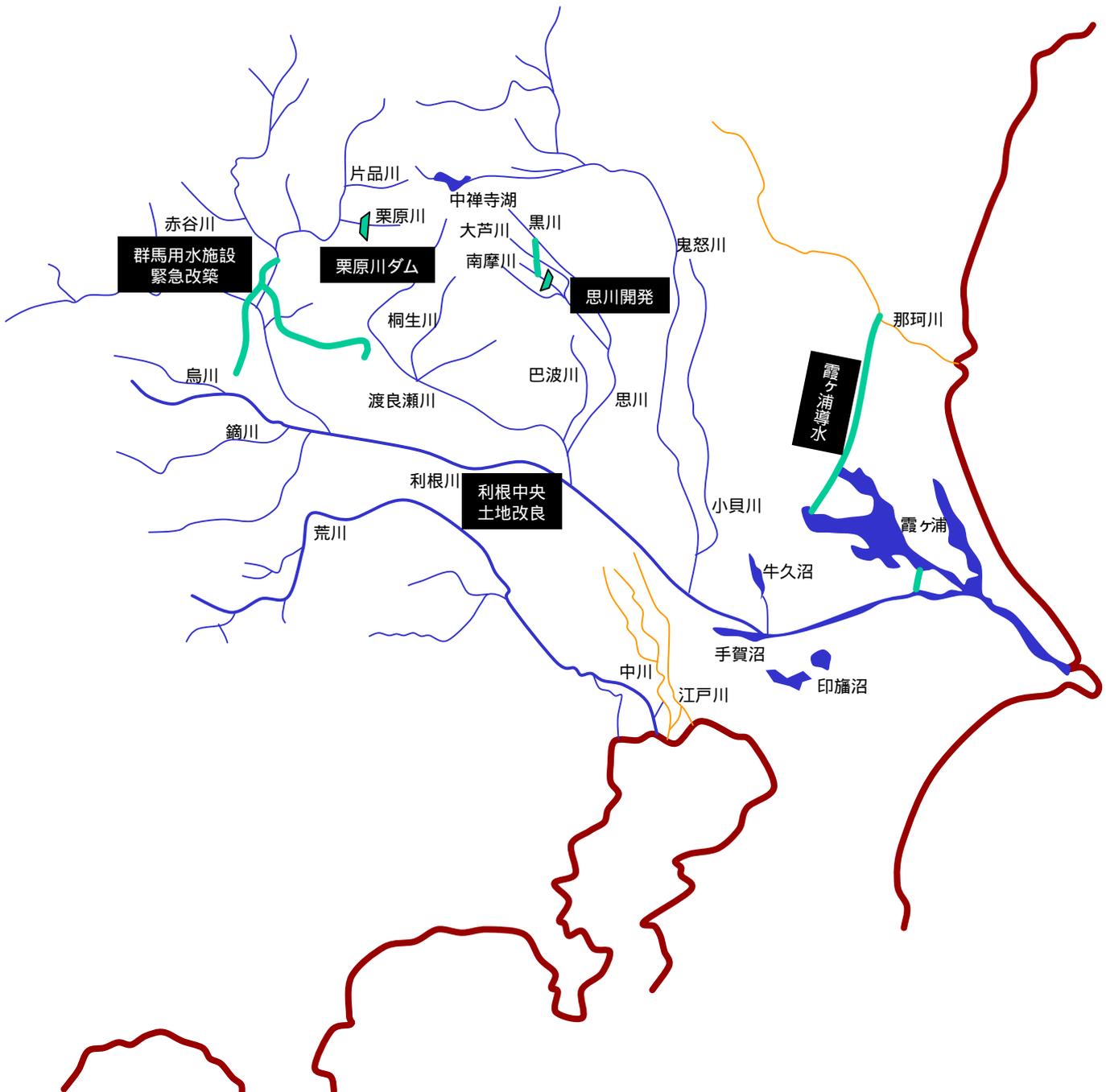
予定工期の延長

3. 今後の進め方

今後は一部変更作業と並行して、水の需給に関連する諸課題についての検討を加え、速やかに全部変更を行うこととする。

一部変更(案) 事業の概要

利根川・荒川水系 水資源開発事業位置図



群馬用水施設緊急改築事業の概要

1. 事業の経緯

昭和 38 年度から 44 年度にかけて、利根川上流の赤城・榛名山麓に水資源開発公団により造成された群馬用水施設については、7,449ha の農地への用水補給を行うとともに、管理移行後の昭和 57 年には水利再編により上水の給水が開始され、現在では 18 市町村約 90 万人への上水の供給を行っており、将来に渡り農業生産や市民生活に不可欠な施設となっている。

2. 改築事業の緊急性

近年、施設の老朽化等が進んだことに加え、地域の都市化・混住化が進行したため施設の機能回復や防災対策の強化を早急に行うことが必要となっており、24 時間通年通水を行いながらの管理補修での対応が限界状態となっている。

上記の状況を踏まえて、県では関係市町村の住民意識調査を実施し、住民意向を反映した方針を取りまとめ、老朽化や機能の低下している施設のうち、損壊した場合 周辺の人家・施設又は人的被害の可能性がある、 応急復旧が困難な施設、について緊急的に改築・補強等を行うことを強く要望しているところである。

3. 事業計画の概要

- 1) 受益面積 7,449ha
- 2) 取水量

農業用水	群馬用土地改良区	最大 14.20m ³ /s
水道用水	群馬県	最大 4.909m ³ /s
	高崎市	最大 0.175m ³ /s

3) 主要工事計画

区分	改築施設	事業費
施設更新	電気・施設設備の更新 (ポンプ関係施設 6ヶ所、通信設備 1式)	5.8 億円
施設補強	橋脚・建物の耐震補強、管の内面補強・継ぎ手離脱防止 (水路橋 16ヶ所、水管橋 7ヶ所、取水工 1ヶ所、管理棟建物 1ヶ所、揚水機場建物 6ヶ所、PC管サヤ・暗渠 6.3km)	15.0 億円
劣化対策	比割れ対策、刃割対策、調整池・支線水路の改築 (水路橋 4ヶ所、開水路 0.1km、調整池 1ヶ所、支線水路 16km)	2.4 億円
機能回復	土砂撤去対策のための水路改築 (開水路 0.5km)	1.2 億円
計		24.4 億円

4) 予定工期

平成 14 ~ 20 年度 (7 年)

群馬用水施設緊急改築事業の緊急性

施設の劣化

別紙 - 1

サイホンや支線で多く採用されているPC管は、老朽化や周辺土壌等の影響に伴う劣化により、支線区間における破損事故がこの数年の間に増加し、毎年漏水が発生している状況にあることから、本線区間での破損が以前から危惧されている。

水路橋や開水路では、ひび割れの発生やコンクリートの著しい劣化により損壊や漏水が発生している。

揚水設備は設置後30年以上経過し、老朽化による運転停止が多発しており、機場の操作不能が懸念されている。

事故発生時の影響

別紙 - 2、別紙 - 3

上記施設のうち、特に利根川サイホン及び吾妻川サイホンは、常に高い水圧を受けている施設であり、これまでの施設機能調査や支線PC管破損事故の増加傾向から、急斜面に設置されているサイホンPC管部分の破損が強く懸念されている。また、両サイホンの鋼管部分の、錆コブ、孔食の発生等の著しい腐食が報告され、内圧に対する応力不足等構造上の欠陥から、漏水等の事故の恐れも指摘されている。このサイホン部で、ひとたび破損事故が発生した場合には、水の供給が停止することから、営農及び水道利用者90万人の生活に多大な被害が生じることとなる。また、PC管破損箇所からの斜面崩壊などにより、JR線、国・県道及び民家への土砂災害や出水を招くなど第三者被害を引き起こすことも危惧されており、その社会的影響は計り知れない。

耐震基準への対応

現況施設は現在の耐震基準を満たしておらず、強度の地震によるPC管の継ぎ目の離脱や破損、橋脚の破損による被害が常に危惧されている状態である。

また、揚水機場の建家も旧基準設計の施設であるため、現行の耐震基準を満たさず強度の地震時における損壊が危惧される。

工期

事業量、施工条件、各種機関との調整等から7年間(84ヶ月)の期間を要し、その間にも施設の劣化は着実に進行し、かつ地震被災の危険性にさらされる状態である。この様な中、法手続の関係から安全性の確保が遅れることは問題である。

工期の制約条件となっているサイホン工事着手までには、河川・国道等の横断施設が多いこともあり、その協議には相当の準備と期間を要する。施設の安全性確保を計画どおり進めるためには今年度の早い時期での事業着手が不可欠である。

関係機関からの強い要望

直接の利水者である土地改良区、水道事業者、水道用水供給事業者、群馬県から群馬用水施設の劣化、耐震性の問題から施設の安全確保のため緊急に改築を行うよう関係省、水公団に要望がなされ、14年度予算認可を得ている。

この様に施設改築の緊急性が高まっていることから、速やかに法手続を進めて事業の着手、早期の完了を目指し、群馬用水施設の安全性を確保しなくてはならない。

PC管劣化による漏水 破損



PC管漏水状況 (継目からの漏水)
(群馬用水 相馬支線)



PC管破裂状況
(群馬用水 箕郷群馬支線 1,100mm H5.9)



PC管破裂状況
(豊川用水 伊良湖サイホン 1,100mm H5.9)



PC管破裂による出水状況
(豊川用水 伊良湖サイホン 1,100mm H5.9)



PC管破裂
(大和平野 桜井サイホン 1,200mm H11.8)



PC管破裂による出水状況
(木曾川用水)

吾妻川サイホン

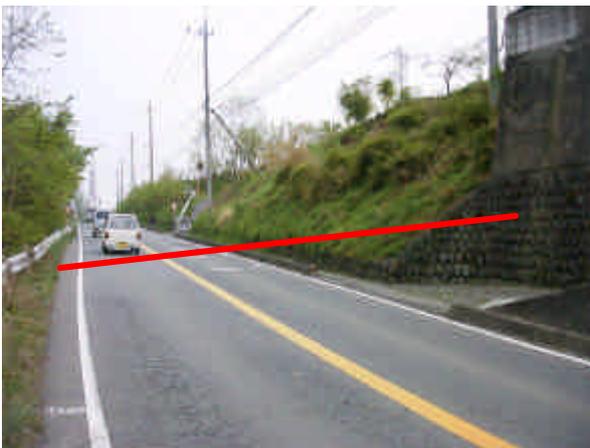


サイホン下流から上流を望む



サイホン下流側を望む

用水管は急斜面を上りJR吾妻線上部を通過



サイホン下流側県道下を通過



国道 353号をサイホンが横断

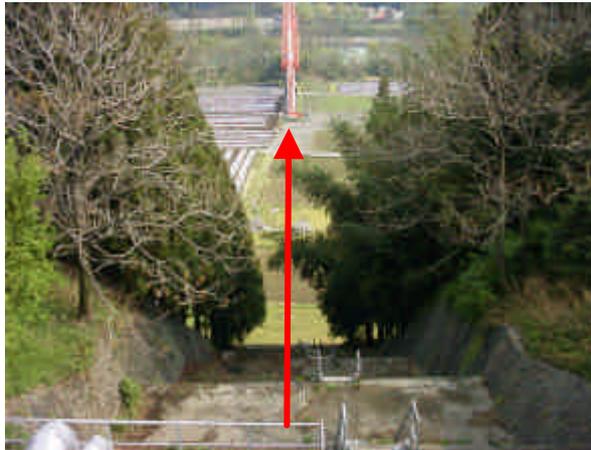


サイホン下流側県道下を通過

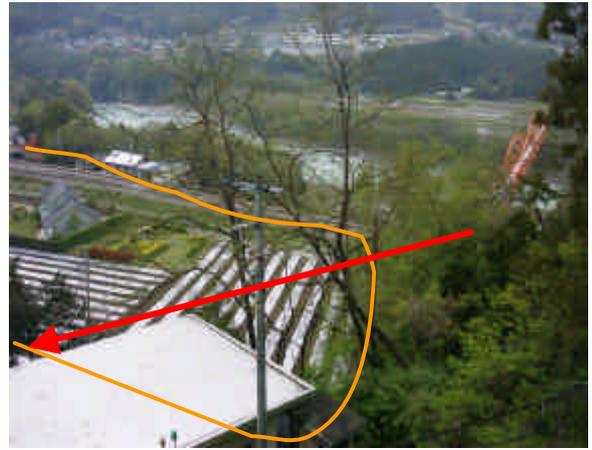


斜面にある住宅地の中をサイホンが通過

利根川サイホン



サイホン上流側から望む



サイホン破裂時の流出想定範囲

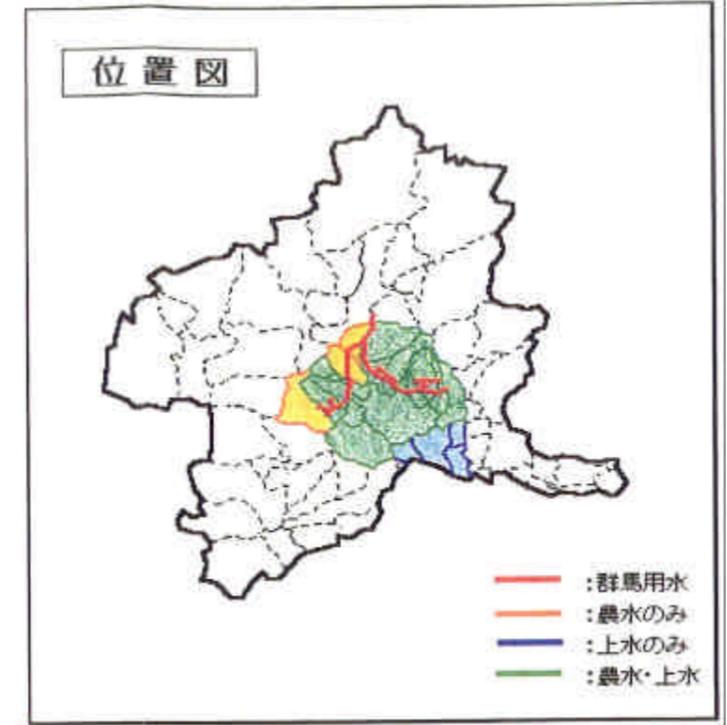


サイホン上部を上越線が通過

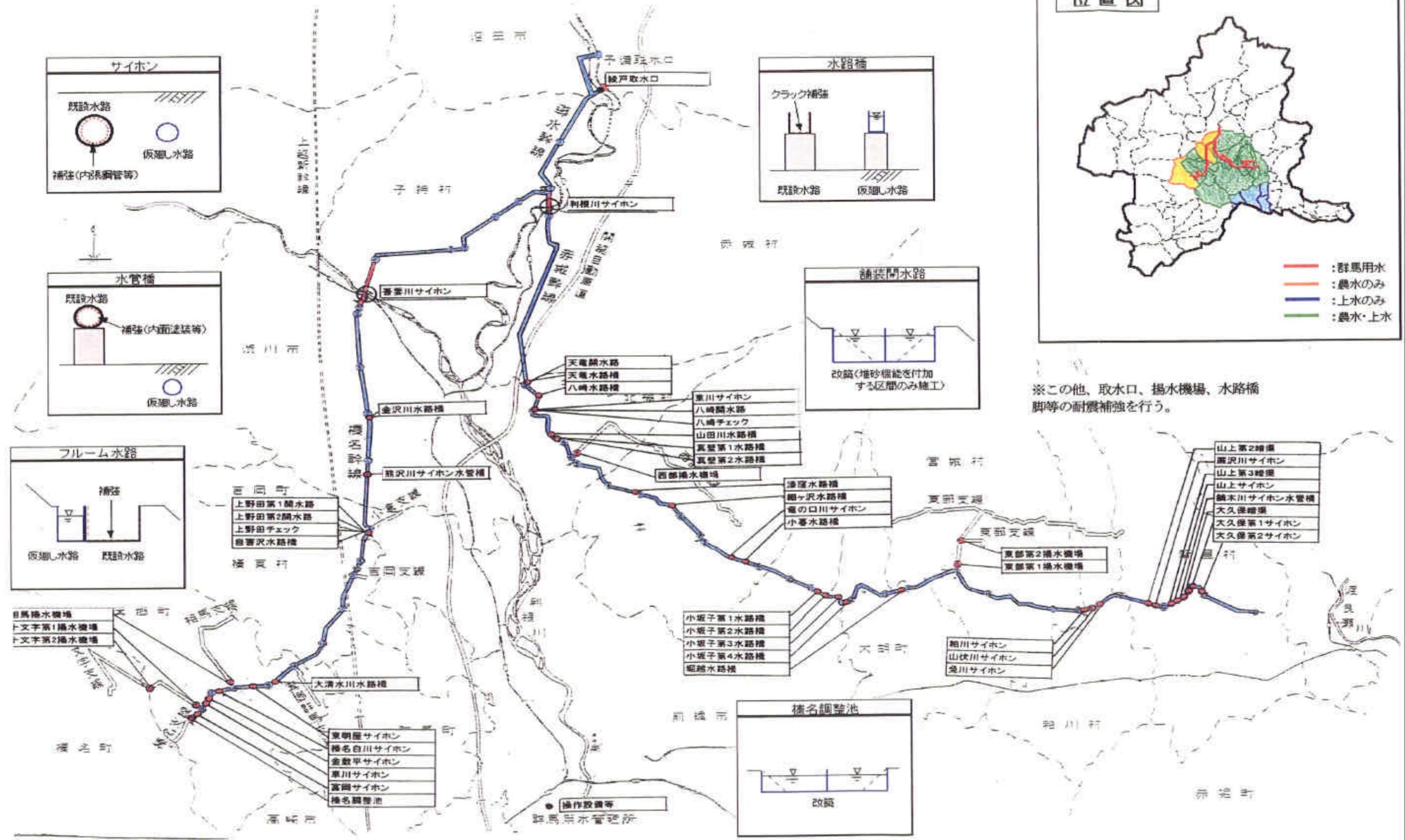


下流側から望む サイホン上部を上越線が通過

群馬用水施設緊急改築事業概要図



※この他、取水口、揚水機場、水路橋脚等の耐震補強を行う。



思川開発事業の変更点について

1.経緯

昭和39年度	予備調査開始
昭和44年度	実施計画調査開始
昭和59年度	建設着手
平成 6年 5月	事業実施方針指示
平成11年11月	事業実施方針変更指示
平成14年 3月	事業実施方針変更指示

2.事業概要

目的 洪水調節

流水の正常な機能の維持

都市用水

栃木県及び埼玉県、千葉県、茨城県の水道用水の供給を確保する。

最大3.202m³/s(通年2.039m³/s、非かんがい期のみ1.163m³/s)

3.事業内容の変更点

1)建設目的

現行	変更
洪水調節 流水の正常な機能の維持 特定かんがい 水道用水 工業用水	洪水調節 流水の正常な機能の維持 水道用水

2)新規利水量

(m³/s)

	現行		変更	
	通年	非かんがい期	通年	非かんがい期
都市用水	5.982	1.163	2.039	1.163
水道用水	5.682	-	2.039	-
栃木県	2.67	-	1.04	-
茨城県	0.716	-	0.686	-
埼玉県	1.06	1.163	-	1.163
千葉県	1.236	-	0.313	-
工業用水	0.3	-	-	-
栃木県	0.3	-	-	-
特定かんがい	1.531	0.051	-	-

3)貯水池容量

(千m³)

	現行	変更
総貯水容量	101,000	51,000
利水容量	95,000 (100,000)	45,000

()は、非洪水期

4)工期

【現行】昭和44年度～平成20年度

【変更】昭和44年度～平成22年度

- ・ 補償基準妥結が遅れたことにより約2年延期
- ・ 規模縮小に伴い本体工事が約1年短縮
- ・ 大谷川からの取水が無くなったことにより、試験湛水が約0.5年延期

5)総事業費

【現行】2,520億円

【変更】1,850億円

「霞ヶ浦導水事業」の変更点について

(事業計画変更手続き中)

1.経緯

昭和51年 4月	実施計画調査着手
昭和59年 4月	建設事業着手
昭和60年 7月	事業計画策定
平成 5年 8月	事業計画変更
平成13年 9月	事業計画変更

2.事業概要

目的 霞ヶ浦等の水質浄化
流水の正常な機能の維持
都市用水
水道用水 7.226m³/s、工業用水 1.974m³/s

3.事業内容の変更点

1)建設目的

変更無し

2)新規利水量

	現行	変更案
都市用水(那珂川)	5.2	4.2
水道用水	3.1	2.626
茨城県	3.1	2.626
工業用水	2.1	1.574
茨城県	2.1	1.574
都市用水(霞ヶ浦)	7.5	5.0
水道用水	7.1	4.6
茨城県	3.5	1.0
東京都	1.4	1.4
千葉県	1.26	1.26
埼玉県	0.94	0.94
工業用水	0.4	0.4
千葉県	0.4	0.4

3) 施設規模

	現行		変更案	
	延長	導水規模	延長	導水規模
第1導水路	42.9km	35m ³ /s	42.9km	15m ³ /s
第2導水路	2.6km	25m ³ /s	2.6km	25m ³ /s
第1機場		35m ³ /s		15m ³ /s
桜川機場		3m ³ /s		3m ³ /s
第2機場		12m ³ /s		11m ³ /s
第3機場		25m ³ /s		25m ³ /s

4) 工期

変更無し

5) 総事業費

変更無し

利根中央土地改良事業の変更点について

1. 経緯

平成3年度 全体実施設計
平成4年度 工事着手

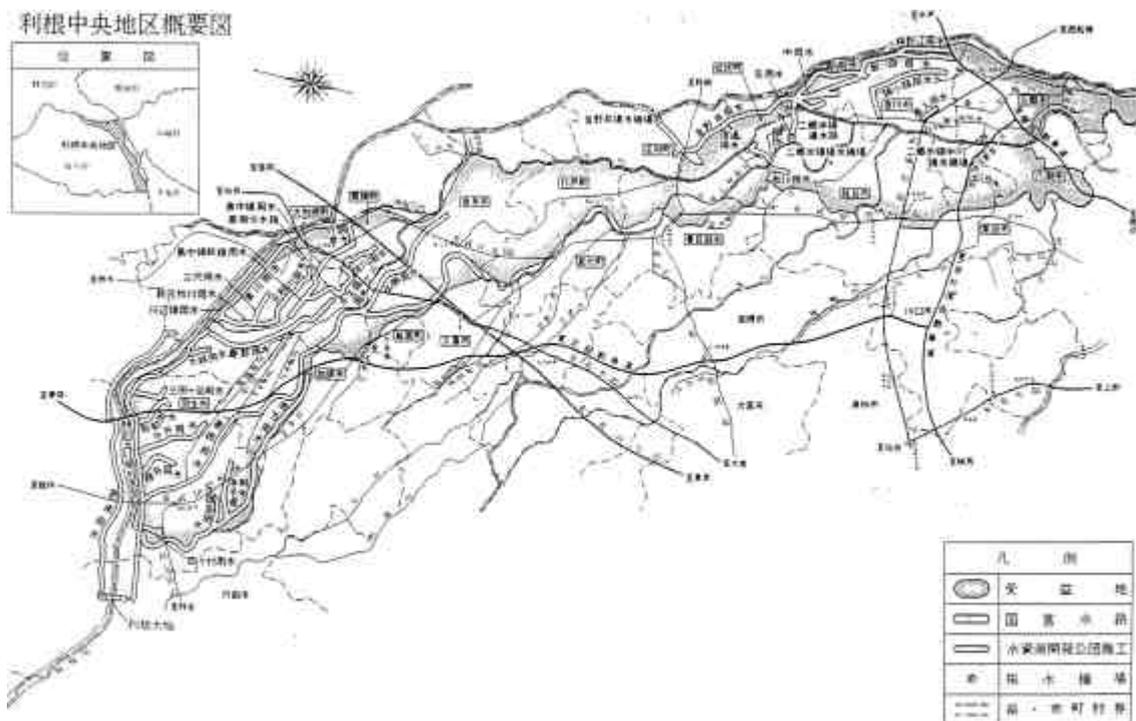
2. 事業概要

目的 葛西用水等の施設を改修して、農業用水の安定供給と水利用の合理化を図るとともに、利根中央用水及び関連事業とあいまって、他の用途に利用可能となる水を埼玉県及び東京都の水道用水（約3.8m³/s）として確保する。

3. 予定工期の変更

利根中央土地改良事業は、平成13年度に完了する予定であったが、工事に関して関係者との調整に期間を要したことから、完了予定工期の延長を行う。

現行 平成3年度から平成13年度まで
変更案 平成3年度から平成15年度まで



特殊法人等整理合理化計画における水資源開発公団の取扱いについて

1. 特殊法人等行政改革に関する主な経緯

平成12年12月 「行政改革大綱」を閣議決定

全ての特殊法人等の事業及び組織の全般について平成17年度末までに抜本的見直しを行うこと、特殊法人等改革のための推進体制を整備し、平成13年度中に具体的計画を策定することとした。

平成13年6月 「特殊法人等改革基本法」が成立

特殊法人等改革推進本部を設置し、特殊法人等の事業及び組織形態のあり方を抜本的に見直す「特殊法人等整理合理化計画」を制定することとなった。

平成13年12月 「特殊法人等整理合理化計画」を閣議決定

163の特殊法人、認可法人の事業及び組織形態の見直し内容を個別に定め、共済組合45法人を除く118法人のうち、17法人を廃止、45法人を民営化等、38法人を36の独立行政法人化することとした。

2. 特殊法人等整理合理化計画における水資源開発公団の取扱い

水資源開発施設の建設及び管理事業について

水需要の伸び悩み等を踏まえ、新規の開発事業は行わないこととするとともに、新規利水の見込みが明確でない実施計画調査中の事業の中止、実施中事業の事業規模の縮小等を図ることにより、全体として事業量の縮減を図る。

水資源開発基本計画（フルプラン）については、水の需給計画と実績に関し、計画の根拠となる経済成長率等を含めた計画と実績の対比、計画と実績が乖離している場合にはその要因を含め、定期的に情報公開する。また、需給計画と実績とが一定程度以上乖離した場合には、計画を見直すことをルール化する。

コスト意識を高める観点から、新たに利水者が負担金を前払いする方式を導入し、可能な限りその活用に努める。

組織形態について

独立行政法人とする。

3. 特殊法人等整理合理化計画の実施

- ・平成14年度には事業について講ずべき措置の具体化に取り組む。
- ・組織形態についても原則として平成14年度中に、法制上の措置その他必要な措置を講じ、平成15年度には具体化を図る。

利根川水系及び荒川水系における
水資源開発基本計画

新旧対照表

現 行

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

この両水系に各種用水を依存する見込みの茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県等の諸地域に対する21世紀の初頭に向けての水需要の見通し及び供給の目標については、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、この両水系及び関連水系における今後の計画的整備のための調査を待つて、順次具体化するものとするが、昭和61年度から平成12年度までを目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は、おおむね次のとおりである。

(1) 水の用途別の需要の見通し

水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用、この両水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

水道用水については、この両水系の流域内の諸地域並びに流域外の千葉県及び東京都の一部の地域における水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約93立方メートルである。

工業用水については、この両水系の流域内の諸地域並びに流域外の千葉県の一部の地域における工業用水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約35立方メートルである。

農業用水については、この両水系に関連する諸地域における農業基盤の整備その他農業近代化施策の実施に伴う必要水量の見込みは、毎秒約43立方メートルである。

(2) 供給の目標

これらの需要に対処するための供給の目標は、毎秒約170立方メートルとし、このため2に掲げるダム、湖沼水位調節施設、多目的用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の建設を促進するとともに、都市化の著しい地域における農業用水の合理化及び下水処理水の再生利用等水利用の合理化を図る措置を講ずるものとする。さらに、新たな上流ダム群等の開発及び利用の合理化のための調査を推進し、その具体化を図るものとする。

一部変更(案)

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画

1 水の用途別の需要の見通し及び供給の目標

この両水系に各種用水を依存する見込みの茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県等の諸地域に対する21世紀の初頭に向けての水需要の見通し及び供給の目標については、経済社会の諸動向並びに水資源開発の多目的性、長期性及び適地の希少性に配慮しつつ、この両水系及び関連水系における今後の計画的整備のための調査を待つて、順次具体化するものとするが、昭和61年度から平成12年度までを目途とする水の用途別の需要の見通し及び供給の目標は、おおむね次のとおりである。

(1) 水の用途別の需要の見通し

水の用途別の需要の見通しは、計画的な生活・産業基盤の整備、地盤沈下対策としての地下水の転換、不安定な取水の安定化、合理的な水利用、この両水系に係る供給可能量等を考慮し、おおむね次のとおりとする。

水道用水については、この両水系の流域内の諸地域並びに流域外の千葉県及び東京都の一部の地域における水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約93立方メートルである。

工業用水については、この両水系の流域内の諸地域並びに流域外の千葉県の一部の地域における工業用水道整備に伴う必要水量の見込みは、毎秒約35立方メートルである。

農業用水については、この両水系に関連する諸地域における農業基盤の整備その他農業近代化施策の実施に伴う必要水量の見込みは、毎秒約43立方メートルである。

(2) 供給の目標

これらの需要に対処するための供給の目標は、毎秒約170立方メートルとし、このため2に掲げるダム、湖沼水位調節施設、多目的用水路その他の水資源の開発又は利用のための施設の建設を促進するとともに、都市化の著しい地域における農業用水の合理化及び下水処理水の再生利用等水利用の合理化を図る措置を講ずるものとする。さらに、新たな上流ダム群等の開発及び利用の合理化のための調査を推進し、その具体化を図るものとする。

現 行

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

上記の供給の目標を達成するため必要な施設のうち、取りあえず、利根川水系において新規利水量毎秒約114立方メートル、荒川水系において新規利水量毎秒約13立方メートル、合計毎秒約127立方メートルの確保を目途として、平成13年度以降水の用途別の需要の見通し及び供給の目標を見直すまでの当分の間次の施設の建設を行う。

(利根川水系)

(1) 霞ヶ浦開発事業

事業目的

この事業は、既設の常陸川水門と合わせ、湖周辺の洪水を防除するとともに、茨城県石岡台地地区等の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、千葉県及び東京都の水道用水並びに茨城県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。

なお、この事業の実施に当たっては、水産業に及ぼす影響について十分配慮するものとする。

事業主体

水資源開発公団

河川名

霞ヶ浦

利水のための

約 1.3メートル

利用水深

予定工期

昭和43年度から平成7年度まで

一部変更(案)

2 供給の目標を達成するため必要な施設の建設に関する基本的な事項

上記の供給の目標を達成するため必要な施設のうち、取りあえず、利根川水系において新規利水量毎秒約104立方メートル、荒川水系において新規利水量毎秒約13立方メートル、合計毎秒約117立方メートルの確保を目途として、平成13年度以降水の用途別の需要の見通し及び供給の目標を見直すまでの当分の間次の施設の建設を行う。

(利根川水系)

(1) 霞ヶ浦開発事業

事業目的

この事業は、既設の常陸川水門と合わせ、湖周辺の洪水を防除するとともに、茨城県石岡台地地区等の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、千葉県及び東京都の水道用水並びに茨城県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。

なお、この事業の実施に当たっては、水産業に及ぼす影響について十分配慮するものとする。

事業主体

水資源開発公団

河川名

霞ヶ浦

利水のための

約 1.3メートル

利用水深

予定工期

昭和43年度から平成7年度まで

現 行

(2) 思川開発事業

事業目的

この事業は、南摩ダム、取水施設及び水路等を建設することにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む。）を図るとともに、栃木県思川沿岸地域の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、栃木県、埼玉県及び千葉県の水道用水並びに栃木県の工業用水の確保を行うものとする。

なお、大谷川等からの取水による取水地点周辺を含む下流地域の地下水及び利水に及ぼす影響調査に基づき、具体的な措置を講ずるものとする。

事業主体

水資源開発公団

河川名

大谷川及び思川

南摩ダム新規

利水容量

約62,500千立方メートル

（有効貯水容量約100,000千立方メートル）

行川ダム新規

利水容量

約300千立方メートル

（有効貯水容量約4,500千立方メートル）

予定工期

昭和44年度から平成20年度まで

なお、思川開発事業については、大谷川分水の中止に伴う事業内容の見直しを至急行うものとする。

一部変更(案)

(2) 思川開発事業

事業目的

この事業は、南摩ダム、取水施設及び水路等を建設することにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常渇水時の緊急水の補給を含む。）を図るとともに、茨城県、栃木県、埼玉県及び千葉県の水道用水の確保を行うものとする。

事業主体

水資源開発公団

河川名

南摩川、黒川及び大芦川

南摩ダム新規

約18,100千立方メートル

利水容量

(有効貯水容量約50,000千立方メートル)

予定工期

昭和44年度から平成22年度まで

現 行

(3) 房総導水路建設事業

事業目的 この事業は、既存の両総用水国営土地改良事業の施設を使用するとともに新たな水路等を建設することにより、千葉県の水道用水及び工業用水を供給するとともに、長柄ダム等を建設してその一部を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

長柄ダム新規
利水容量 約9,600千立方メートル

(有効貯水容量約9,600千立方メートル)

予定工期 昭和45年度から平成16年度まで

(4) 奈良俣ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、千葉県東総地域の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県の工業用水を確保するものとする。

なお、奈良俣ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 檜俣川

新規利水容量 約69,500千立方メートル

(有効貯水容量約85,000千立方メートル)

予定工期 昭和48年度から平成10年度まで
ただし、概成は平成2年度

一部変更(案)

(3) 房総導水路建設事業

事業目的 この事業は、既存の両総用水国営土地改良事業の施設を使用するとともに新たな水路等を建設することにより、千葉県の水道用水及び工業用水を供給するとともに、長柄ダム等を建設してその一部を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

長柄ダム新規
利水容量 約9,600千立方メートル

(有効貯水容量約9,600千立方メートル)

予定工期 昭和45年度から平成16年度まで

(4) 奈良俣ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、千葉県東総地域の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県の工業用水を確保するものとする。

なお、奈良俣ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 檜俣川

新規利水容量 約69,500千立方メートル

(有効貯水容量約85,000千立方メートル)

予定工期 昭和48年度から平成10年度まで
ただし、概成は平成2年度

現 行

(5) 東総用水事業

事業目的 この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、千葉県東総地域の農地に対し必要な農業用水の補給を行うとともに、千葉県の水道用水を供給するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

最大取水量 毎秒約3.0立方メートル

予定工期 昭和49年度から昭和63年度まで

(6) 埼玉合口二期事業

事業目的 この事業は、星川の従前の機能を維持しつつ星川及び見沼代用水等の施設を改修して、農業用水の安定的供給と水利用の合理化を図るとともに、この事業及び関連事業の施行により他の用途に利用可能となる水を埼玉県及び東京都の水道用水として確保し供給するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

転用水量 毎秒約4.3立方メートル
(かんがい期平均水量)

なお、非かんがい期の水量確保のため、別途ハツ場ダム等により、利水容量を手当てするものとする。

予定工期 昭和53年度から平成6年度まで

一部変更(案)

(5) 東総用水事業

事業目的 この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、千葉県東総地域の農地に対し必要な農業用水の補給を行うとともに、千葉県の水道用水を供給するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

最大取水量 毎秒約3.0立方メートル

予定工期 昭和49年度から昭和63年度まで

(6) 埼玉合口二期事業

事業目的 この事業は、星川の従前の機能を維持しつつ星川及び見沼代用水等の施設を改修して、農業用水の安定的供給と水利用の合理化を図るとともに、この事業及び関連事業の施行により他の用途に利用可能となる水を埼玉県及び東京都の水道用水として確保し供給するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

転用水量 毎秒約4.3立方メートル
(かんがい期平均水量)

なお、非かんがい期の水量確保のため、別途ハツ場ダム等により、利水容量を手当てするものとする。

予定工期 昭和53年度から平成6年度まで

現 行

(7) 霞ヶ浦用水事業 事業目的

この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、茨城県西部の農地に対し必要な農業用水の補給を行うとともに、茨城県の水道用水及び工業用水を供給するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 霞ヶ浦

最大取水量 毎秒約19.4立方メートル

予定工期 昭和54年度から平成5年度まで

(8) 戸倉ダム建設事業

事業目的

この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常湧水時の緊急水の補給を含む。）を図るとともに、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 片品川

新規利水容量 約51,500千立方メートル

(有効貯水容量約64,000千立方メートル)

予定工期 昭和57年度から平成20年度まで

一部変更(案)

(7) 霞ヶ浦用水事業 事業目的

この事業は、取水施設及び水路等を建設することにより、茨城県西部の農地に対し必要な農業用水の補給を行うとともに、茨城県の水道用水及び工業用水を供給するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 霞ヶ浦

最大取水量 毎秒約19.4立方メートル

予定工期 昭和54年度から平成5年度まで

(8) 戸倉ダム建設事業

事業目的

この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常湧水時の緊急水の補給を含む。）を図るとともに、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 片品川

新規利水容量 約51,500千立方メートル

(有効貯水容量約64,000千立方メートル)

予定工期 昭和57年度から平成20年度まで

現 行

(9) ハツ場ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節を図るとともに、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。

なお、水没関係住民の納得を得るよう努めるものとし、その生活の安定と地域の長期的な発展のための計画の樹立を図るものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 吾妻川

新規利水容量 約90,000千立方メートル
(有効貯水量約90,000千立方メートル)

予定工期 昭和42年度から平成22年度まで

(10) 北千葉導水事業

事業目的 この事業は、利根川下流部と江戸川を連絡する流況調整河川を建設することにより、手賀沼及び坂川周辺の内水排除を行うとともに、手賀沼等の水質浄化を図り、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに千葉県の工業用水を確保し、また、利根川河口堰、霞ヶ浦開発及び霞ヶ浦導水で確保される用水を江戸川に導水するものとする。ただし、北千葉導水路が完成するまでの間は、暫定的に野田導水路により新規都市用水の利用を図るものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 利根川及び江戸川

最大導水量 毎秒約40立方メートル

予定工期 昭和47年度から平成11年度まで

一部変更(案)

(9) ハツ場ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節を図るとともに、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに群馬県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。

なお、水没関係住民の納得を得るよう努めるものとし、その生活の安定と地域の長期的な発展のための計画の樹立を図るものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 吾妻川

新規利水容量 約90,000千立方メートル
(有効貯水量約90,000千立方メートル)

予定工期 昭和42年度から平成22年度まで

(10) 北千葉導水事業

事業目的 この事業は、利根川下流部と江戸川を連絡する流況調整河川を建設することにより、手賀沼及び坂川周辺の内水排除を行うとともに、手賀沼等の水質浄化を図り、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに千葉県の工業用水を確保し、また、利根川河口堰、霞ヶ浦開発及び霞ヶ浦導水で確保される用水を江戸川に導水するものとする。ただし、北千葉導水路が完成するまでの間は、暫定的に野田導水路により新規都市用水の利用を図るものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 利根川及び江戸川

最大導水量 毎秒約40立方メートル

予定工期 昭和47年度から平成11年度まで

現 行

(11) 渡良瀬遊水池総合開発事業

事業目的 この事業は、渡良瀬遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池の堀削等を行うことにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

なお、この事業の実施に当たっては、別途計画される遊水池内の公園等の利用について配慮するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 渡良瀬川

新規利水容量 約21,400千立方メートル

(有効貯水容量約26,400千立方メートル)

予定工期 昭和48年度から平成14年度まで

(12) 霞ヶ浦導水事業

事業目的 この事業は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部を連絡する流況調整河川を建設することにより、霞ヶ浦等の水質浄化を図るとともに、流水の正常な機能の維持を図り、茨城県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに茨城県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 利根川、霞ヶ浦及び那珂川

最大導水量 毎秒約35立方メートル

予定工期 昭和51年度から平成22年度まで

一部変更(案)

(11) 渡良瀬遊水池総合開発事業

事業目的 この事業は、渡良瀬遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池の堀削等を行うことにより、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、茨城県、栃木県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

なお、この事業の実施に当たっては、別途計画される遊水池内の公園等の利用について配慮するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 渡良瀬川

新規利水容量 約21,400千立方メートル
(有効貯水容量約26,400千立方メートル)

予定工期 昭和48年度から平成14年度まで

(12) 霞ヶ浦導水事業

事業目的 この事業は、那珂川下流部、霞ヶ浦及び利根川下流部を連絡する流況調整河川を建設することにより、霞ヶ浦等の水質浄化を図るとともに、流水の正常な機能の維持を図り、茨城県、埼玉県、千葉県及び東京都の水道用水並びに茨城県及び千葉県の工業用水を確保するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 利根川、霞ヶ浦及び那珂川

最大導水量 毎秒約25立方メートル

予定工期 昭和51年度から平成22年度まで

現 行

(13)湯西川ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、栃木県田川地域の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、栃木県及び千葉県の水道用水並びに千葉県の工業用水を確保するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 湯西川

新規利水容量 約80,800千立方メートル
(有効貯水容量約96,000千立方メートル)

予定工期 昭和57年度から平成23年度まで

(14)北総中央用水土地改良事業

事業目的 この事業は、既存の北総東部用水事業の施設を使用するとともに新たな水路等を建設することにより、北総東部用水事業で確保した農業用水の一部をもつて、千葉県北部の農地に対し必要な農業用水の補給を行うものとする。

事業主体 農林水産省

河川名 利根川

最大導水量 毎秒約2.3立方メートル

予定工期 昭和61年度から平成15年度まで

一部変更(案)

(13)湯西川ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、栃木県田川地域の農地に対し必要な農業用水を確保し、茨城県、栃木県及び千葉県の水道用水並びに千葉県の工業用水を確保するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 湯西川

新規利水容量 約80,800千立方メートル
(有効貯水容量約96,000千立方メートル)

予定工期 昭和57年度から平成23年度まで

(14)北総中央用水土地改良事業

事業目的 この事業は、既存の北総東部用水事業の施設を使用するとともに新たな水路等を建設することにより、北総東部用水事業で確保した農業用水の一部をもつて、千葉県北部の農地に対し必要な農業用水の補給を行うものとする。

事業主体 農林水産省

河川名 利根川

最大導水量 毎秒約2.3立方メートル

予定工期 昭和61年度から平成15年度まで

現 行

(15) 利根中央用水事業

事業目的 この事業は、埼玉用水路等の施設を改修して、農業用水の安定的供給と水利用の合理化を図るとともに、利根中央土地改良事業及び関連事業とあいまつて、他の用途に利用可能となる水を埼玉県及び東京都の水道用水として確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

転用水量 利根中央土地改良事業等とあいまつて毎秒約3.8立方メートル(かんがい期平均水量)

なお、非かんがい期の水量を別途の事業等により手当てするものとする。

予定工期 平成4年度から平成13年度まで

(16) 利根中央土地改良事業

事業目的 この事業は、葛西用水等の施設を改修して、農業用水の安定的供給と水利用の合理化を図るとともに、利根中央用水事業及び関連事業とあいまつて、他の用途に利用可能となる水を埼玉県及び東京都の水道用水として確保するものとする。

事業主体 農林水産省

河川名 利根川及び江戸川

転用水量 利根中央用水事業等とあいまつて毎秒約3.8立方メートル(かんがい期平均水量)

なお、非かんがい期の水量を別途の事業等により手当てするものとする。

予定工期 平成3年度から平成13年度まで

一部変更(案)

(15)利根中央用水事業

事業目的 この事業は、埼玉用水路等の施設を改修して、農業用水の安定的供給と水利用の合理化を図るとともに、利根中央土地改良事業及び関連事業とあいまつて、他の用途に利用可能となる水を埼玉県及び東京都の水道用水として確保するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

転用水量 利根中央土地改良事業等とあいまつて毎秒約3.8立方メートル(かんがい期平均水量)

なお、非かんがい期の水量を別途の事業等により手当てするものとする。

予定工期 平成4年度から平成13年度まで

(16)利根中央土地改良事業

事業目的 この事業は、葛西用水等の施設を改修して、農業用水の安定的供給と水利用の合理化を図るとともに、利根中央用水事業及び関連事業とあいまつて、他の用途に利用可能となる水を埼玉県及び東京都の水道用水として確保するものとする。

事業主体 農林水産省

河川名 利根川及び江戸川

転用水量 利根中央用水事業等とあいまつて毎秒約3.8立方メートル(かんがい期平均水量)

なお、非かんがい期の水量を別途の事業等により手当てするものとする。

予定工期 平成3年度から平成15年度まで

現 行

(17) 栗原川ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持（異常湧水時の緊急水の補給を含む。）を図るとともに、群馬県及び下流地域の都市用水の確保等を行うものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 栗原川

予定工期 平成6年度から

(18) その他事業

上記の各事業のほか、河川総合開発事業として権現堂調節池建設事業（事業主体：埼玉県）、黒部川総合開発事業（事業主体：千葉県）、道平川ダム建設事業（事業主体：群馬県）、四万川ダム建設事業（事業主体：群馬県）、松田川ダム建設事業（事業主体：栃木県）、東大芦川ダム建設事業（事業主体：栃木県）、倉淵ダム建設事業（事業主体：群馬県）及び増田川ダム建設事業（事業主体：群馬県）を、農業用水合理化事業として権現堂地区農業用水合理化対策事業（事業主体：埼玉県）及び幸手領地区農業用水合理化対策事業（事業主体：埼玉県）を行う。

一部変更(案)

(17)その他事業

上記の各事業のほか、河川総合開発事業として権現堂調節池建設事業(事業主体:埼玉県)黒部川総合開発事業(事業主体:千葉県)道平川ダム建設事業(事業主体:群馬県)四万川ダム建設事業(事業主体:群馬県)松田川ダム建設事業(事業主体:栃木県)東大芦川ダム建設事業(事業主体:栃木県)倉淵ダム建設事業(事業主体:群馬県)及び増田川ダム建設事業(事業主体:群馬県)を、農業用水合理化事業として権現堂地区農業用水合理化対策事業(事業主体:埼玉県)及び幸手領地区農業用水合理化対策事業(事業主体:埼玉県)を行う。

現 行

(荒川水系)

(19)滝沢ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

なお、滝沢ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 中津川

新規利水容量 約49,000千立方メートル

(有効貯水容量約58,000千立方メートル)

予定工期 昭和44年度から平成19年度まで

(20)浦山ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

なお、浦山ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 浦山川

新規利水容量 約46,300千立方メートル

(有効貯水容量約56,000千立方メートル)

予定工期 昭和47年度から平成18年度まで

ただし、概成は平成10年度

一部変更(案)

(荒川水系)

(18)滝沢ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

なお、滝沢ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 中津川

新規利水容量 約49,000千立方メートル

(有効貯水容量約58,000千立方メートル)

予定工期 昭和44年度から平成19年度まで

(19)浦山ダム建設事業

事業目的 この事業は、洪水調節及び流水の正常な機能の維持を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

なお、浦山ダムは発電の用にも併せ供するものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 浦山川

新規利水容量 約46,300千立方メートル

(有効貯水容量約56,000千立方メートル)

予定工期 昭和47年度から平成18年度まで

ただし、概成は平成10年度

現 行

(21) 荒川調節池総合開発事業

事業目的 この事業は、荒川遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池を掘削し、また、下水処理水を再生処理するための河川浄化施設等を建設することにより、洪水調節を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 荒川

新規利水容量 約10,200千立方メートル
(有効貯水容量約10,600千立方メートル)

河川浄化施設 毎秒約3立方メートル

浄化水量

予定工期 昭和52年度から平成8年度まで

(22) その他事業

上記の各事業のほか、河川総合開発事業として合角ダム建設事業(事業主体:埼玉県)を行う。

この他、既に完成している次の施設の改築を行う。

(1) 利根大堰施設緊急改築事業

事業目的 この事業は、河床低下等により低下した利根導水路建設事業に係る利根大堰等の機能を回復するため、同施設の改築を行うものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

最大取水量 利根大堰 毎秒136.96立方メートル
利根加揚水機場 毎秒1.91立方メートル

予定工期 平成4年度から平成9年度まで

一部変更(案)

(20) 荒川調節池総合開発事業

事業目的 この事業は、荒川遊水池の調節池化事業と合わせて遊水池を掘削し、また、下水処理水を再生処理するための河川浄化施設等を建設することにより、洪水調節を図るとともに、埼玉県及び東京都の水道用水を確保するものとする。

事業主体 国土交通省

河川名 荒川

新規利水容量 約10,200千立方メートル
(有効貯水容量約10,600千立方メートル)

河川浄化施設 毎秒約3立方メートル

浄化水量

予定工期 昭和52年度から平成8年度まで

(21) その他事業

上記の各事業のほか、河川総合開発事業として合角ダム建設事業(事業主体:埼玉県)を行う。

この他、既に完成している次の施設の改築を行う。

(1) 利根大堰施設緊急改築事業

事業目的 この事業は、河床低下等により低下した利根導水路建設事業に係る利根大堰等の機能を回復するため、同施設の改築を行うものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 利根川

最大取水量 利根大堰 毎秒136.96立方メートル
利根加揚水機場 毎秒1.91立方メートル

予定工期 平成4年度から平成9年度まで

現 行

(2) 武蔵水路改築事業

事業目的 この事業は、周辺の地盤沈下により低下した利根導水路建設事業に係る武蔵水路の機能を回復するため、同施設の改築を行うとともに、新たに水路周辺の内水排除機能の確保・強化を図るものとする。

事業主体 水資源開発公団
河川名 利根川及び荒川
最大導水量 毎秒50立方メートル
予定工期 平成4年度から

(3) 印旛沼開発施設緊急改築事業

事業目的 この事業は、印旛沼周辺の農地に対して必要な農業用水と千葉県の水道用水及び工業水の供給を行う印旛沼開発施設のうち、老朽化等により低下した施設の機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。

事業主体 水資源開発公団

河川名 印旛沼
利水のための
利用水深 約1.0メートル
予定工期 平成13年度から平成20年度まで

一部変更(案)

(2) 武蔵水路改築事業

事業目的 この事業は、周辺の地盤沈下により低下した利根導水路建設事業に係る武蔵水路の機能を回復するため、同施設の改築を行うとともに、新たに水路周辺の内水排除機能の確保・強化を図るものとする。

事業主体 水資源開発公団
河川名 利根川及び荒川
最大導水量 毎秒50立方メートル
予定工期 平成4年度から

(3) 印旛沼開発施設緊急改築事業

事業目的 この事業は、印旛沼周辺の農地に対して必要な農業用水と千葉県の水道用水及び工業水の供給を行う印旛沼開発施設のうち、老朽化等により低下した施設の機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。

事業主体 水資源開発公団
河川名 印旛沼
利水のための利用水深 約1.0メートル
予定工期 平成13年度から平成20年度まで

(4) 群馬用水施設緊急改築事業

事業目的 この事業は、赤城山南麓地域及び榛名山東麓地域の農地に対して必要な農業用水と群馬県の水道水の供給を行う群馬用水施設のうち、老朽化等により低下した施設の機能を回復するため、同施設の緊急的な改築を行うものとする。

事業主体 水資源開発公団
河川名 利根川
最大取水量 毎秒約19.28立方メートル
予定工期 平成14年度から平成20年度まで

現 行

なお、上記の34事業の事業費は、洪水の防除、流水の正常な機能の維持、発電等に係る分を合わせて約31,100億円と見込まれる。

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

- (1) この両水系の河川による新たな水需要の充足、河川からの不安定な取水の安定化及び地盤沈下対策としての地下水の転換を図り、適切な水需給バランスを確保するために、事業の促進に努めるとともに、関連水系を含めた水資源の開発及び利用について総合的な検討を進め、積極的な促進を図るものとする。
- (2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境設備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、治水対策及び水力エネルギーの適正利用に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。
- (4) この両水系における水資源の開発及び利用は、既に高度な状態に達しつつあるので、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。
 - 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、浪費的な使用の抑制による節水に努めるものとする。
 - 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。
 - 生活環境の整備に伴い増大する下水処理水と河川流水を総合的に運用する施策を推進するものとする。
 - 土地利用及び産業構造の変化に対応し、既存水利の有効適切な利用を図るものとする。

一部変更(案)

3 その他水資源の総合的な開発及び利用の合理化に関する重要事項

- (1) この両水系の河川による新たな水需要の充足、河川からの不安定な取水の安定化及び地盤沈下対策としての地下水の転換を図り、適切な水需給バランスを確保するために、事業の促進に努めるとともに、関連水系を含めた水資源の開発及び利用について総合的な検討を進め、積極的な促進を図るものとする。
- (2) 水資源の開発及び利用を進めるに当たっては、水源地域の開発・整備を図ること等により、関係地域住民の生活安定と福祉の向上に資するための方策を積極的に推進するとともに、ダム周辺の環境設備、水源の保全かん養を図るための森林の整備等必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 水資源の開発及び利用に当たっては、治水対策及び水力エネルギーの適正利用に努めるとともに、既存水利、水産資源の保護等に十分配慮するものとする。
- (4) この両水系における水資源の開発及び利用は、既に高度な状態に達しつつあるので、次のような水利用の合理化に関する施策を講ずるものとする。
 - 漏水の防止、回収率の向上等の促進を図るとともに、浪費的な使用の抑制による節水に努めるものとする。
 - 生活排水、産業廃水等の再生利用のための技術開発等を推進し、その利用の促進を図るものとする。
 - 生活環境の整備に伴い増大する下水処理水と河川流水を総合的に運用する施策を推進するものとする。
 - 土地利用及び産業構造の変化に対応し、既存水利の有効適切な利用を図るものとする。

現 行

- (5) 近年、降雨状況等の変化により利水安全度が低下し、しばしば渇水に見舞われている。また、生活水準の向上、経済社会の高度化等に伴い、渇水による影響が増大している。このようなことから、異常渇水対策の確立を目標として、渇水対策事業等を促進するものとする。
- (6) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。
- (7) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。
なお、本計画については、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標等を見直しを至急行うものとする。

一部変更（案）

- (5) 近年、降雨状況等の変化により利水安全度が低下し、しばしば渇水に見舞われている。また、生活水準の向上、経済社会の高度化等に伴い、渇水による影響が増大している。このようなことから、異常渇水対策の確立を目標として、渇水対策事業等を促進するものとする。
- (6) 水資源の総合的な開発及び利用の合理化に当たっては、水質及び自然環境の保全に十分配慮するとともに、水環境に対する社会的要請の高まりに対応して水資源がもつ環境機能を生かすよう努めるものとする。
- (7) 本計画の運用に当たっては、各種長期計画との整合性、経済社会情勢及び財政事情に配慮するものとする。
なお、本計画については、水の用途別の需要の見通し及び供給の目標等を見直しを至急行うものとする。

現 行

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画説明資料 (1)

各都県別、各用途別需要想定一覧表

(単位：m³/s)

用途別	都県名	S60末まで 手当済	江戸川・中川 緊急暫定	S61～H12 需要想定	計	新規水需要発生地域	備 考
水道用水	茨 城	-	-	10.8	10.8	霞ヶ浦周辺都市、利根川沿岸都市他 渡良瀬川、鬼怒川沿岸都市他 利根川、渡良瀬川、烏川沿岸都市他 埼玉広域他 近郊北部、近郊南部、大利根九十九里地 域、南房総地域 区部、多摩	計画的宅地 ・住宅開発 を含む
	栃 木	2.3	-	3.5	5.8		
	群 馬	4.1	-	5.8	9.9		
	埼 玉	6.7	-	29.1	35.8		
	千 葉	4.2	1.5	20.9	26.6		
	東 京	36.3	5.3	22.6	64.2		
	神奈川	-	-	-	-		
小 計	53.6	6.8	92.7	153.1			
工業用水	茨 城	-	-	16.6	16.6	鹿島、県西広域、県南広域、霞ヶ浦周辺 宇都宮、真岡、鹿沼、県南、小山 東毛、館林、県央地域 南部、西部、北部、桶川、久喜菖蒲 葛南、東葛、千葉、房総臨海他	
	栃 木	2.1	-	3.0	5.1		
	群 馬	0.6	-	2.7	3.3		
	埼 玉	1.8	-	5.5	7.3		
	千 葉	8.9	-	6.7	15.6		
	東 京	1.0	-	-	1.0		
	神奈川	-	-	-	-		
小 計	14.4	-	34.5	48.9			
農業用水	茨 城	-	-	29.9(4.0)	29.9	鹿島南部、石岡台地、霞ヶ浦用水、行方台 地、稲敷台地、出島台地他 思川沿岸、田川沿岸他 伊勢崎南部、吾妻川沿岸他 人間比企 東総用水、北総中央用水、北総東部用水	行方台地、 稲敷台地、 出島台地に ついては一 部。
	栃 木	2.8	-	4.4(0.5)	7.2		
	群 馬	10.5	-	2.5(1.0)	13.0		
	埼 玉	-	-	3.2(-)	3.2		
	千 葉	6.8	-	2.1(0.4)	8.9		
小 計	20.1	-	42.1(5.9)	62.2			
計	88.1	6.8	169.3	264.2			

- 注 1. 水道用水、工業用水の水量は年間最大取水量を表す。
 2. 農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。ただし、()は冬期非かんがい期間の平均取水量を表す。
 3. S60末まで手当済のうち、群馬用水の有効利用に伴う非かんがい期の群馬県水道用水については、2.5m³/sの手当が別途必要である。
 また、中川一次合理化に伴う非かんがい期の埼玉県水道用水については、2.2m³/sの手当が別途必要である。

一部変更（案）

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画説明資料（1）

各都県別、各用途別需要想定一覧表

（単位：m³/s）

用途別	都県名	S60末まで 手当済	江戸川・中川 緊急暫定	S61～H12 需要想定	計	新規水需要発生地域	備考
水道用水	茨城	-	-	10.8	10.8	霞ヶ浦周辺都市、利根川沿岸都市他 渡良瀬川、鬼怒川沿岸都市他 利根川、渡良瀬川、烏川沿岸都市他 埼玉広域他 近郊北部、近郊南部、大利根九十九里地域、南房総地域 区部、多摩	計画的宅地・住宅開発を含む
	栃木	2.3	-	3.5	5.8		
	群馬	4.1	-	5.8	9.9		
	埼玉	6.7	-	29.1	35.8		
	千葉	4.2	1.5	20.9	26.6		
	東京	36.3	5.3	22.6	64.2		
	神奈川	-	-	-	-		
小計	53.6	6.8	92.7	153.1			
工業用水	茨城	-	-	16.6	16.6	鹿島、県西広域、県南広域、霞ヶ浦周辺 宇都宮、真岡、鹿沼、県南、小山 東毛、館林、県央地域 南部、西部、北部、桶川、久喜菖蒲 葛南、東葛、千葉、房総臨海他	
	栃木	2.1	-	3.0	5.1		
	群馬	0.6	-	2.7	3.3		
	埼玉	1.8	-	5.5	7.3		
	千葉	8.9	-	6.7	15.6		
	東京	1.0	-	-	1.0		
	神奈川	-	-	-	-		
小計	14.4	-	34.5	48.9			
農業用水	茨城	-	-	29.9(4.0)	29.9	鹿島南部、石岡台地、霞ヶ浦用水、行方台地、稲敷台地、出島台地他 思川沿岸、田川沿岸他 伊勢崎南部、吾妻川沿岸他 人間比企 東総用水、北総中央用水、北総東部用水	行方台地、稲敷台地、出島台地については一部。
	栃木	2.8	-	4.4(0.5)	7.2		
	群馬	10.5	-	2.5(1.0)	13.0		
	埼玉	-	-	3.2(-)	3.2		
	千葉	6.8	-	2.1(0.4)	8.9		
小計	20.1	-	42.1(5.9)	62.2			
計	88.1	6.8	169.3	264.2			

- 注 1. 水道用水、工業用水の水量は年間最大取水量を表す。
 2. 農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。ただし、（ ）は冬期非かんがい期間の平均取水量を表す。
 3. S60末まで手当済のうち、群馬用水の有効利用に伴う非かんがい期の群馬県水道用水については、2.5 m³/sの手当が別途必要である。
 また、中川一次合理化に伴う非かんがい期の埼玉県水道用水については、2.2 m³/sの手当が別途必要である。

現 行

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画説明資料 (2)

各事業別、各用途別供給目標量一覧表

(単位: m³/s)

事業名	都市用水			農業用水	計	摘要
	水道用水	工業用水	計			
(利根川水系)						
霞ヶ浦開発	5.6	17.8	23.4	19.6	43.0	茨城、千葉、東京
思川開発	6.8	0.3	7.1	1.5	8.6	茨城、栃木、埼玉、千葉
房総導水路	1.8	-	1.8	-	1.8	千葉(水道用水調整容量約600,000m ³ を含む。)
奈良俣ダム	6.2	-	6.2	0.7	6.9	茨城、群馬、埼玉、千葉、東京
東総用水	-	-	-	-	-	千葉
埼玉合口二期	4.3	-	4.3	-	4.3	埼玉、東京(かんがい期平均。非かんがい期については、八ツ場ダム及び戸倉ダムにより別途手当する。)
霞ヶ浦用水	-	-	-	-	-	茨城
戸倉ダム	1.7	-	1.7	-	1.7	群馬、埼玉、千葉、東京
八ツ場ダム	13.9	0.2	14.1	-	14.1	茨城、群馬、埼玉、千葉、東京
北千葉導水	9.4	0.6	10.0	-	10.0	埼玉、千葉、東京
渡良瀬遊水池総合開発	2.5	-	2.5	-	2.5	茨城、栃木、埼玉、千葉、東京
霞ヶ浦導水	7.1	0.4	7.5	-	7.5	茨城、埼玉、千葉、東京
湯西川ダム	3.5	0.5	4.0	0.3	4.3	茨城、栃木、千葉
北総中央用水土地改良	-	-	-	-	-	千葉
利根中央用水]約3.8	-]約3.8	-]約3.8	埼玉、東京(かんがい期平均。非かんがい期については、別途の事業等により手当する。)
利根中央土地改良		-		-		
栗原川ダム			約1.1	-	約1.1	群馬、下流地域 栃木、群馬、埼玉、千葉(うち権現堂及び幸手領合理化はかんがい期平均。非かんがい期については別途の事業等により手当する。)
その他事業			約4.7	-	約4.7	
計					約114.3	
(荒川水系)						
滝沢ダム	4.6	-	4.6	-	4.6	埼玉、東京
浦山ダム	4.1	-	4.1	-	4.1	埼玉、東京
荒川調節池総合開発	3.5	-	3.5	-	3.5	埼玉、東京
その他事業	1.0	-	1.0	-	1.0	埼玉
計					13.2	
既存水利の有効利用	2.0	1.0	3.0	-	3.0	群馬(かんがい期平均。非かんがい期については、奈良俣ダム及び八ツ場ダムにより別途手当する。)
その他					約32.3	
合計					約162.8	

- 注1. 水道用水、工業用水の水量は年間最大取水量を表す。
 2. 農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。
 3. S60末までに手当済とした、群馬用水の有効利用に伴う非かんがい期の群馬県水道用水のうち1.8m³/sについては奈良俣ダムにより、0.12m³/sについては戸倉ダムにより別途手当する。また、群馬用水の有効利用に伴う非かんがい期の群馬県水道用水の残量についても、別途手当するものとする。
 4. S60末まで手当済とした、中川一次合理化に伴う非かんがい期の埼玉県水道用水のうち2.2m³/sについては、八ツ場ダムにより別途手当する。
 5. 江戸川・中川緊急暫定については、S61~H12需要想定に係る水資源開発施設による水供給の見通しを勘案しながら、その解消を図るものとする。
 6. 思川開発事業については、大谷川分水の中止に伴う事業内容の見直しを至急行うものとする。

一部変更（案）

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画説明資料（2）

各事業別、各用途別供給目標量一覧表

（単位：m³/s）

事業名	都市用水			農業用水	計	摘要
	水道用水	工業用水	計			
（利根川水系）						
霞ヶ浦開発	7.5	15.9	23.4	19.6	43.0	茨城、千葉、東京
思川開発	2.0	-	2.0	-	2.0	茨城、栃木、埼玉、千葉
房総導水路	1.8	-	1.8	-	1.8	千葉（水道用水調整容量約600,000m ³ を含む。）
奈良俣ダム	6.2	-	6.2	0.7	6.9	茨城、群馬、埼玉、千葉、東京
東総用水	-	-	-	-	-	千葉
埼玉合口二期	4.3	-	4.3	-	4.3	埼玉、東京（かんがい期平均。非かんがい期については、八ツ場ダム及び戸倉ダムにより別途手当する。）
霞ヶ浦用水	-	-	-	-	-	茨城
戸倉ダム	1.7	-	1.7	-	1.7	群馬、埼玉、千葉、東京
八ツ場ダム	13.9	0.2	14.1	-	14.1	茨城、群馬、埼玉、千葉、東京
北千葉導水	9.4	0.6	10.0	-	10.0	埼玉、千葉、東京
渡良瀬遊水池総合開発	2.5	-	2.5	-	2.5	茨城、栃木、埼玉、千葉、東京
霞ヶ浦導水	4.0	0.4	5.0	-	5.0	茨城、埼玉、千葉、東京
湯西川ダム	3.5	0.5	4.0	0.3	4.3	茨城、栃木、千葉
北総中央用水土地改良	-	-	-	-	-	千葉
利根中央用水土地改良	約3.8	-	約3.8	-	約3.8	埼玉、東京（かんがい期平均。非かんがい期については、思川開発及び別途の事業等により手当する。）
利根中央土地改良	-	-	-	-	-	
その他事業						
その他事業	-	-	約4.5	-	約4.5	栃木、群馬、埼玉、千葉（うち権現堂及び幸手領合理化はかんがい期平均。非かんがい期については別途の事業等により手当する。）
計					約103.9	
（荒川水系）						
滝沢ダム	4.6	-	4.6	-	4.6	埼玉、東京
浦山ダム	4.1	-	4.1	-	4.1	埼玉、東京
荒川調節池総合開発	3.5	-	3.5	-	3.5	埼玉、東京
その他事業	1.0	-	1.0	-	1.0	埼玉
計					13.2	
既存水利の有効利用	2.0	1.0	3.0	-	3.0	群馬（かんがい期平均。非かんがい期については、奈良俣ダム及び八ツ場ダムにより別途手当する。）
その他					約32.3	
合計					約152.4	

- 注1．水道用水、工業用水の水量は年間最大取水量を表す。
 2．農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。
 3．S60末までに手当済とした、群馬用水の有効利用に伴う非かんがい期の群馬県水道用水のうち1.8m³/sについては奈良俣ダムにより、0.12m³/sについては戸倉ダムにより別途手当する。また、群馬用水の有効利用に伴う非かんがい期の群馬県水道用水の残量についても、別途手当するものとする。
 4．S60末までに手当済とした、中川一次合理化に伴う非かんがい期の埼玉県水道用水のうち2.2m³/sについては、八ツ場ダムにより別途手当する。
 5．江戸川・中川緊急暫定については、S61～H12需要想定に係る水資源開発施設による水供給の見通しを勘案しながら、その解消を図るものとする。

霞ヶ浦開発の用途別水量は、工業用水約17.8m³/sのうち、約1.9m³/sを水道用水に振り向けた水量を表す。

現 行

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画説明資料(3)

各都県別、各用途別手当済水量一覧表

(単位: m³/s)

用途別	都県名	矢木沢ダム	下久保ダム	印旛沼開発	利根川河口堰	草木ダム	川治ダム	その他事業			合計
								中川一次合理化	桐生川ダム	有間ダム	
水道用水	茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	栃木	—	—	—	—	0.30	2.01	—	—	—	2.31
	群馬	(—) 3.20	—	—	—	0.52	—	—	0.40	—	4.12
	埼玉	—	2.3	—	(1.15) 1.15	0.54	—	2.67	—	0.7	7.36
	千葉	—	—	—	(3.60) 3.60	—	0.62	—	—	—	4.22
	東京	(4) 4	12.6	—	(10.63) 14.01	5.68	—	—	—	—	36.29
	小計	(4) 7.20	14.9	—	(15.38) 18.76	7.04	2.63	2.67	0.40	0.7	54.30
工業用水	茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	栃木	—	—	—	—	0.30	1.83	—	—	—	2.13
	群馬	—	—	—	—	0.60	—	—	—	—	0.60
	埼玉	—	1.1	—	—	—	—	—	—	—	1.1
	千葉	—	—	5.0	(1.24) 1.24	—	2.66	—	—	—	8.90
	東京	—	—	—	(3.38) —	0.98	—	—	—	—	0.98
	小計	—	1.1	5.0	(4.62) 1.24	1.88	4.49	—	—	—	13.71
農業用水	茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	栃木	—	—	—	—	1.58	1.19	—	—	—	2.77
	群馬	(13.6) 8.66	—	—	—	1.87	—	—	—	—	10.53
	埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	千葉	—	—	2.0	(2.5) 2.5	—	2.28	—	—	—	6.78
小計	(13.6) 8.66	—	2.0	(2.5) 2.5	3.45	3.47	—	—	—	20.08	
計	(17.6) 15.86	16.0	7.0	(22.50) 22.50	12.37	10.59	2.67	0.40	0.7	88.09	

注1. 水道用水、工業用水の水量は年間最大取水量を表す。

2. 農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。

3. 上段の()は有効利用前の水量を表す。

4. 上表のうち、群馬用水の有効利用に伴う非かんがい期の群馬県水道用水については、2.5 m³/sの手当が別途必要である。また、中川一次合理化に伴う非かんがい期の埼玉県水道用水については、2.2 m³/sの手当が別途必要である。

5. 埼玉県の水量は、下久保ダムに係る埼玉県の工業用水1.8m³/sのうち、0.7m³/sを埼玉県の水道用水に振り向けた水量で表す。

一部変更(案)

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画説明資料(3)
各都県別、各用途別手当済水量一覧表

(単位: m³/s)

用途別	都県名	矢木沢ダム	下久保ダム	印旛沼開発	利根川河口堰	草木ダム	川治ダム	その他事業			合計
								中川一次合理化	桐生川ダム	有間ダム	
水道用水	茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	栃木	—	—	—	—	0.30	2.01	—	—	—	2.31
	群馬	(<u>—</u>) 3.20	—	—	—	0.52	—	—	0.40	—	4.12
	埼玉	—	2.3	—	(<u>1.15</u>) 1.15	0.54	—	2.67	—	0.7	7.36
	千葉	—	—	—	(<u>3.60</u>) 3.60	—	0.62	—	—	—	4.22
	東京	(<u>4</u>) 4	12.6	—	(<u>10.63</u>) 14.01	5.68	—	—	—	—	36.29
	小計	(<u>4</u>) 7.20	14.9	—	(<u>15.38</u>) 18.76	7.04	2.63	2.67	0.40	0.7	54.30
工業用水	茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	栃木	—	—	—	—	0.30	1.83	—	—	—	2.13
	群馬	—	—	—	—	0.60	—	—	—	—	0.60
	埼玉	—	1.1	—	—	—	—	—	—	—	1.1
	千葉	—	—	5.0	(<u>1.24</u>) 1.24	—	2.66	—	—	—	8.90
	東京	—	—	—	(<u>3.38</u>) —	0.98	—	—	—	—	0.98
	小計	—	1.1	5.0	(<u>4.62</u>) 1.24	1.88	4.49	—	—	—	13.71
農業用水	茨城	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	栃木	—	—	—	—	1.58	1.19	—	—	—	2.77
	群馬	(<u>13.6</u>) <u>7.99</u>	—	—	—	1.87	—	—	—	—	<u>9.86</u>
	埼玉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	千葉	—	—	2.0	(<u>2.5</u>) 2.5	—	2.28	—	—	—	6.78
小計	(<u>13.6</u>) <u>7.99</u>	—	2.0	(<u>2.5</u>) 2.5	3.45	3.47	—	—	—	<u>19.41</u>	
計	(<u>17.6</u>) <u>15.19</u>	16.0	7.0	(<u>22.50</u>) 22.50	12.37	10.59	2.67	0.40	0.7	<u>87.42</u>	

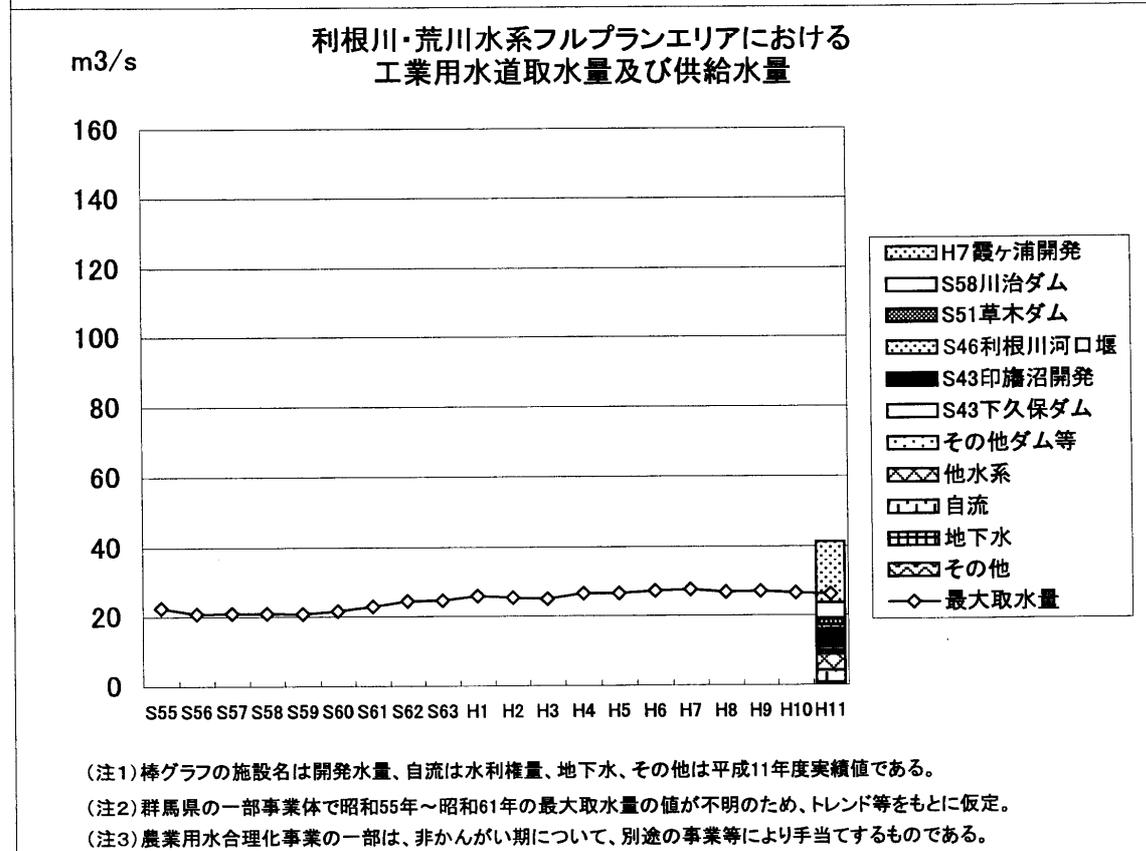
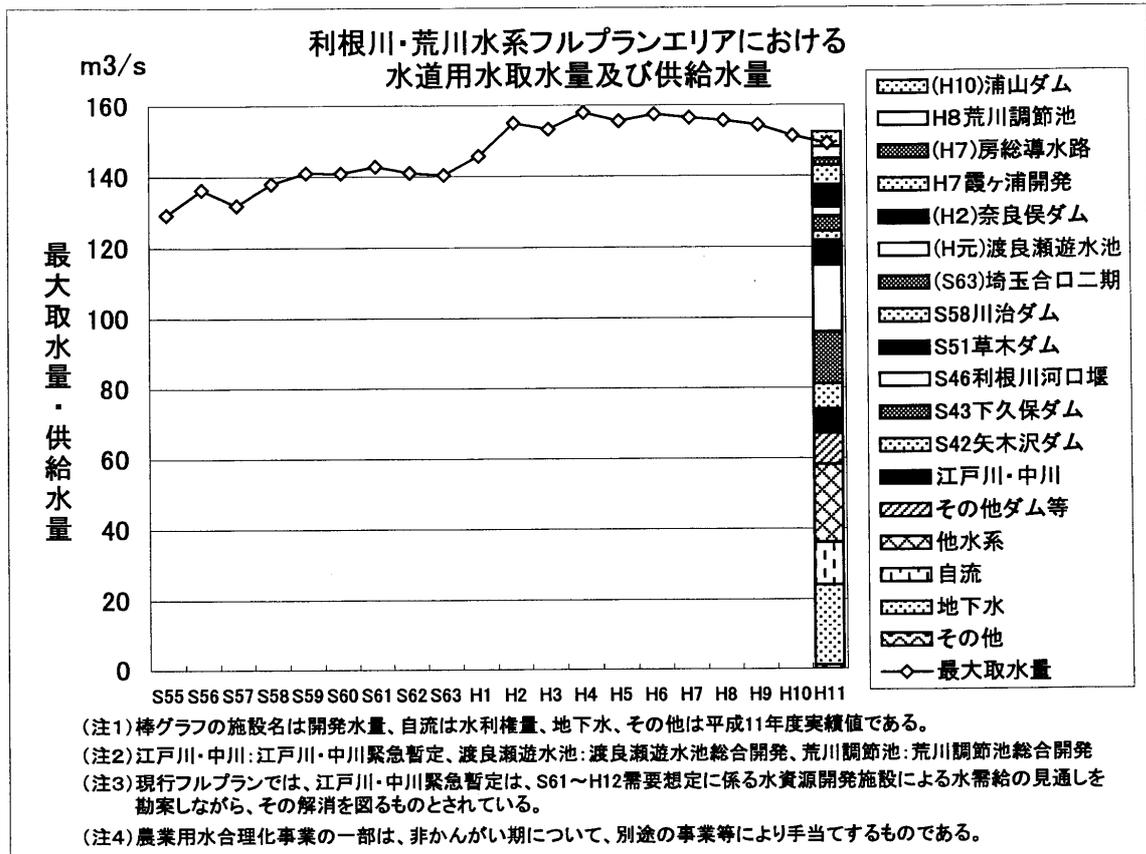
注1. 水道用水、工業用水の水量は年間最大取水量を表す。

2. 農業用水の水量は夏期かんがい期間の平均取水量を表す。

3. 上段の()は有効利用前の水量を表す。

4. 上表のうち、群馬用水の有効利用に伴う非かんがい期の群馬県水道用水については、2.5 m³/sの手当が別途必要である。
また、中川一次合理化に伴う非かんがい期の埼玉県水道用水については、2.2 m³/sの手当が別途必要である。

利根川・荒川水系フルプランエリアにおける水需給の現状



需要実績調査・供給実績調査をもとに作成

水資源開発基本計画の全部変更作業における課題

1. 基本認識...第 1 回及び第 2 回部会提出資料より

現状認識

水資源開発の進捗状況と用水量の実績について、水系全体で見るとかつてのような需給の著しい較差は減少してきている。

対応すべき課題

- ・ 渇水の発生への対応（昭和 62 年から平成 13 年までの 15 年間に取水制限が行われた年が 6 ヶ年）
- ・ 不安定取水への依存の解消（平成 12 年度末において水道用水の約 27% が不安定取水）
- ・ 近年の気候変動の影響への対応

新しい計画策定上の留意点

- ・ 水利用の安定性の確保
- ・ 地域の実情に応じた対応の検討
- ・ 既存施設の有効活用（用途間の転用等）
- ・ その他

2. 今後の対応

以下に示す諸課題は今後の利根川・荒川水系の水の需給の見通しを決定する上で基本的かつ重要な問題なので、関係者の合意が得られるよう、時間をかけて十分な議論を行うことが必要。

降雨状況の変化を踏まえた、確保すべき水供給の安定性の水準の検討

近年の少雨化傾向も考慮した上でどの程度の渇水に耐えうる供給水準とするかを決定する必要があるが、そのためには現在の水需給の状況、将来の水の需要の見通し、近年の渇水に対する水資源開発施設の効果などを総合的に勘案する必要がある。

渇水時の水管理のあり方についての合意形成

渇水時の水管理については、確保された施設の量に対応していないのではないかとの考え方もあり、そのあり方についての関係者間の合意形成が得られるよう、十分な議論を行う必要がある。